

議案第14号

博多港国際ターミナル条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月17日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、博多港国際ターミナルにおける旅客の利便性の向上を図るため、その使用料の徴収の対象となる者を改める必要があるによる。

博多港国際ターミナル条例の一部を改正する条例

博多港国際ターミナル条例（平成5年福岡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

出港する旅客船を運航する事業者がターミナル（センターを除く。）を利用して旅客を乗船させる場合は、次の各号に掲げる旅客の数にそれぞれ当該各号に定める額を乗じて得た額の合計額の使用料を当該事業者から徴収する。

第10条第1項各号中「者」を「旅客」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 出港する旅客船を運航する事業者がセンターを利用して旅客を乗船させる場合は、旅客の数に500円を乗じて得た額の使用料を当該事業者から徴収する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。